平成２８年（フ）第５４３５号
大阪市生野区巽南５丁目16番５号三佳マンション２Ｃ号
債務者　金森光圭こと　ＫＩＭ　ＫＷＡＮＧＫＹＵ　金　　光圭
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４４３号
大阪市平野区長吉川辺３丁目21番１―712号
債務者　大川　芽美
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４５６号
大阪府豊中市豊南町西５丁目15番３―107号
債務者　藏満　雄二
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９９号
大阪府貝塚市堤163番地１、前住所大阪府岸和田市吉井町２丁目18番10号
債務者　大野　泰伸
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５０６号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地９棟104号
債務者　西井　伍郎
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５５５号
大阪府和泉市幸２丁目９番10―103号
債務者　若林　良子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５５８号
大阪府泉南郡熊取町大宮４丁目943番地の２
債務者　髙橋　公一
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５６３号
大阪府岸和田市東大路町281番地の３
債務者　新濱　妙子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５６７号
大阪府貝塚市浦田100番地　エバンタイユ22―601号
債務者　船津　美穂（旧姓黒越・居松）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５７３号
大阪府貝塚市海塚549番地９　ロジュマン海塚Ⅱ301号、前住所大阪府貝塚市津田南町４番６号
債務者　手づくりの店たかはしこと　髙橋　雅也
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５７７号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番18―302号
債務者　平松　敏司
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
福岡県京都郡みやこ町勝山岩熊599番地１
債務者　西山　祐依
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
福岡県京都郡苅田町大字集2542番地（城南団地189号）
債務者　松枝　直樹
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３１５号
函館市新川町２番21号
債務者　三上絵理華（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月19日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３２１号
北海道山越郡長万部町字長万部18番地61
債務者　藤井　亮吾
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月19日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１１４６号
愛知県小牧市応時３丁目201番地１　ネオカーサ102号
債務者　仲程百合菜
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４３５号
名古屋市中川区元中野町４丁目18番地
債務者　市川　優次
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８００号
名古屋市西区稲生町７丁目37番地の１　ホームライフ咲花
債務者　赤塚れい子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部